

平成22年度

特定非営利活動法人 **子どもの森**

臨時総会資料



日時：平成22年10月13日（水）19時30分～20時

場所：クリエイティブセンター門川



平成22年度通常総会
(4月25日)

GWでの2号五右衛門風呂製作
(5月2日～5日、9日)



悪天候のため高校生の参加がなかった「GOCAN
の森」の下草刈り
(6月19日)

川をたのしく親しもう
(8月1日)



「食と環境の関係を考えるワークショップ型協働モデル事業（協働モデル事業）」での塩づくり
(9月4日、5日)



総 会 次 第

1. 開会のことば
2. 議長選出
3. 書記・議事録署名人任命
4. 資格審査報告
5. 議案
 - I. 定款変更について
 - II. 平成22年度・23年度の事業計画について
 - III. 平成22年度・23年度の収支予算書について
6. 書記解任
7. 議長降壇
8. 閉会のことば



総 会	日 時	場 所
設立総会	平成15年7月12日(土) 13:00~	子どもの森事務所
第2回通常総会	平成16年4月15日(木) 10:30~	子どもの森事務所
第3回臨時総会	平成16年11月19日(金) 19:30~	クリエイティブセンター門川
第4回通常総会	平成17年5月8日(日) 10:00~	門川町商エコミュニティセンター-APIO
第5回通常総会	平成18年4月22日(土) 18:00~	門川町中央公民館
第6回通常総会	平成19年5月20日(日) 16:00~	ガーデンベルズ延岡エメラルドの間
第7回通常総会	平成20年5月17日(土) 10:00~	(仮称) 森の学舎 (旧西門川小学校松瀬分校)
第8回通常総会	平成21年4月25日(土) 10:00~	森の学舎
第9回通常総会	平成22年4月25日(日) 10:00~	森の学舎

議案 I. 定款変更について

定款変更（案）

現行	変更	理由
<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、地域や自然環境を守り、子供達が身近な里山や自然と親しみ、自然や命の大切さを体験を通して知る機会をつくり、情報を発信し、またそのような活動を通じて、農業、漁業、林業など自然と一体となった地場産業の振興、街づくり、人づくり、情報化社会の発展に寄与する活動をする事を目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、次の世代により良い環境を残すために地域や自然環境を守り、子供達が身近な里山や自然と親しみ、子供たちに自然や命の大切さを体験を通して知る機会をつくり、情報を発信し、また子供たちの健全育成にも関わり、そのような活動を通じて、農業・漁業・林業など自然と一体となった地域産業の振興、街づくり、人づくり、情報化社会人づくり、まちづくりの発展に寄与する活動をする事を目的とする。</p>	<p>①子供たちと一緒に環境に対する活動を進めるのは、子供たちの健全育成につながるため。</p> <p>②第4条の特定非営利活動から「情報化社会の発展を図る活動」を外すため。</p> <p>③第5条の(旧2)と(旧3)を外すため。</p>
<p>(特定非営利活動の種類)</p> <p>第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる種類の非営利活動を行う。</p> <p>(1) まちづくりの推進を図る活動</p> <p>(2) 環境の保全を図る活動</p> <p>(3) 情報化社会の発展を図る活動</p>	<p>(特定非営利活動の種類)</p> <p>第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる種類の非営利活動を行う。</p> <p>(1) まちづくりの推進を図る活動</p> <p>(2) 環境の保全を図る活動</p> <p>(3) 情報化社会の発展を図る活動</p> <p><u>(3) 子どもの健全育成を図る活動</u></p> <p>(4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p>	<p>(3削除) 情報化社会の発展を図ることは、環境問題への取り組み(ミッション)にそぐわないため。</p> <p>(3) 自然体験交流等が、子どもの健全育成につながるため。</p> <p>(4) 協働商談会などの市民活動の活性化に関わる企画、コーディネート事業に携われるようにするため。</p>
<p>(特定非営利活動に係る事業)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 農林漁業などの産業体験や里山等の自然体験交流事業</p> <p>(2) 地場産業の啓発、普及と共に地域の特性を活かした農林水産物等の販売</p> <p>(3) 地域の自然、産業などの調査・研究事業</p> <p>(4) 地域の自然、環境などを理解してもらうための啓発活動及び情報収集</p> <p>(5) 子どもたちや地域の人たちの情報化教育や交流のための教室開催</p> <p>(6) 活動の情報発信・啓発のための出版事業</p> <p>(7) その他目的を達成するために必要な事業</p>	<p>(特定非営利活動に係る事業)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 農林漁業などの産業体験や里山等の自然体験交流事業</p> <p>(2) 地場産業の啓発、普及と共に地域の特性を活かした農林水産物等の販売</p> <p>(3) 地域の自然、産業などの調査・研究事業</p> <p><u>(2) 中山間の荒廃した里山の環境保全再生事業</u></p> <p><u>(3) 地域の自然、環境などを理解してもらうための啓発活動及び情報収集</u></p> <p>(5) 子どもたちや地域の人たちの情報化教育や交流のための教室開催</p> <p><u>(4) 市民活動の活性化に関わる企画、コーディネート事業</u></p>	<p>第3条や第4条に見合った内容にする。</p> <p>(旧2削除) 農林水産物の販売を事業として実施しないため。</p> <p>(旧3削除) 調査・研究のみを事業として行わないため。</p> <p>(旧5削除) 情報化教育や交流のための教室開催は行わないため。</p> <p>(2) 第4条(2)の特定非営利活動を実現するための事業として追加。</p> <p>(4) 第4条(4)として追加した特定非営利活動を実現するための事業として追加。</p> <p>(5) 活動の情報発信・</p>

	(5) 活動の情報発信・啓発のための出版事業 (6) その他目的を達成するために必要な事業	啓発を出版に限定しないため。
(入会) 第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。 2 正会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。 3 理事会は、前項のものが第1項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。	(入会) 第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。会員の入会について、特に条件は定めない。 2 正会員 になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。 3 理事会は、前項のものが第1項各号に掲げる条件に適合すると認め る 申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。	①会員の入会に条件をつけないため。 ②入会について、正会員と賛助会員は同じとするため。
(入会及び会費) 第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。	(入会及び会費) 第8条 正 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。	入会及び会費について、正会員と賛助会員は同じとするため。
(会費の資格の喪失) 第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。 (1) 退会届を提出したとき。 (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。 (3) 継続して3年以上会費を納入しないとき。 (4) 除名されたとき	(会費員 の資格の喪失) 第9条 正 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。 (1) 退会届を提出したとき。 (2) 本人が死亡し、 又は正会員である団体が消滅した若しくは失 その宣言を受けたとき。 (3) 継続して3年以上会費を納入しないとき。 (4) 除名されたとき。	①会員の資格の喪失について、正会員と賛助会員は同じとするため。 ②本人が他団体の正会員でなくなっても会員の資格の喪失にしないため。 ③軽微な誤りの修正。
(退会) 第10条 正会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出して、任意に退会できる。	(退会) 第10条 正 会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出して、任意に退会できる。	退会について、正会員と賛助会員は同じとするため。
(定款の変更) 第48条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ所管庁の認証を得なければならない。 2 前項の規定に関らず、法第24条第3項に規定する軽微な事項に係る定款の変更を行なった場合には、遅滞なくその旨を所管庁に届け出なければならない。	(定款の変更) 第48条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ所管庁の認証を得なければならない。 2 前項の規定に関らず、法第25条第3項に規定する軽微な事項に係る定款の変更を行なった場合には、遅滞なくその旨を所管庁に届け出なければならない。	軽微な誤りの修正

議案Ⅱ. 平成22年度・23年度の事業計画について

平成22年度事業計画書（案）

（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

特定非営利活動法人 子どもの森

1 事業活動方針

本会の目的及び事業に対する社会の要望に答えるため、行政・各種団体や地域と協働しながら、森づくりに関する事業と自然体験・環境啓発に関する事業及び、環境啓発やその他の市民活動を活性化させる催しを企画開催する。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 農林漁業などの産業体験や里山等の自然体験交流事業

ア シイタケ菌コマうち体験

- ・実施期間：平成23年3月
- ・実施場所：森の学舎（門川町大字川内字イカダ場3412-1※以下省略）
- ・実施内容：地域の農林産業体験として、一般参加者を募って平成15年度と16年度にシイタケ菌をクヌギ等の原木に接種し、その後シイタケの収穫を行ってきたが、シイタケ菌を接種した原木が朽ちてきた。平成22年度は、一般参加者を募って、新しい原木にシイタケ菌の接種を行う。

イ 川を活用した自然体験交流

- ・実施期間：平成22年8月
- ・実施場所：森の学舎と五十鈴川
- ・実施内容：親子を対象に、ネイチャーゲームで自然をさまざまな感覚や心を通じて理解し、自然と自分が一体であることを学び、川あそびをとおして自然の豊かさを楽しみ、自然の大切さを学ぶ自然体験交流を開催する。

② 中山間地の荒廃した里山の環境保全再生事業

ア 水源の涵養や災害防止など森林の持つ公益的機能の再生事業

- ・実施期間：平成22年6月、10月
- ・実施場所：門川高校演習林（門川町大字川内字中山1102-1）
- ・実施内容：台風で植林されていた杉が流された門川高等学校演習林の自然環境の復元を図るために、平成18年度に門川高校生と協働して広葉樹を植樹した。その後、苗木が十分に育つまで下草刈等の育樹作業を門川高校生と協働して行う。

イ 放置竹林の広葉樹林への復元活動

- ・実施期間：平成22年9月～平成23年3月（毎月1回）
- ・実施場所：森の学舎裏の竹林（門川町大字川内字イカダ場3400-7）
- ・実施内容：一般参加者を募って、手入れがされず放置されている竹林を、子どもが入り遊ぶことができる広葉樹の林に再生し、人や動植物にやさしい自然環境と水源かん養や災害の防止など森林の公益的機能の維持増進を図るために、竹を伐採して伐採後の空間に広葉樹の植樹を行う。

③ 地域の自然環境などを理解してもらうための啓発活動

ア 森林を活用した体験型啓発活動

- ・実施期間：平成22年11月
- ・実施場所：森の学舎

- ・実施内容：親子を対象に、樹木の二酸化炭素吸収量を推定し樹木が二酸化炭素削減に大きな役割を果たしていること、参加者がドングリを自宅で苗木へと育てる、樹木の名前の学習を通して自然における樹木に愛着を持ち樹木の大切さを知ること、自然環境を理解する啓発活動を行う。参加者で育てたドングリの苗木は、数年後に地域の山への植樹へと発展させる。
- ④ 市民活動の活性化に関わる企画、コーディネート事業
- ア 森づくりボランティアの養成
- ・実施期間：平成23年2月
 - ・実施場所：森の学舎
 - ・実施内容：森づくりへの参加はもとより、森づくりに参加したことのない方へ、森づくり活動の必要性を訴え活動に誘導する人材を養成する。また、リーダーとなって自ら森づくり活動をコーディネートする人材を養成するために、森林生態と救急救命・機械道具の講習・自然保護と資源活用の講習会を、一般受講者を募って開催する。
- イ 食と環境の関係を考えるワークショップ型協働モデル事業
- ・実施期間：平成23年8月～平成23年2月（月1回）
 - ・実施場所：森の学舎と宮崎県北地域
 - ・実施内容：命の営みであった食の生産が、季節と自然に調和した昔ながらの農業が見られなくなって、生産者の顔、生産・加工のプロセスが見えにくくなっている。加工・調理品の中にはどこの国から入ってきたものかさえわからない物もあり、輸入食品による運搬で過大なエネルギーによる環境への負荷が社会問題となりつつある。行政と労働組合、地域住民と協働して、パンづくりを通して食と環境の関係を考える活動を行う。パンを焼くまでに、塩・バター・酵母・小麦粉などは参加者で手作りして、パン窯も製作する。参加者は、各職場や各地域において、協働モデル事業を通して実践し習得した環境に対する問題意識を啓発普及する。
- ウ 協働商談会事業
- ・実施期間：平成23年3月
 - ・実施場所：宮崎県北地域
 - ・実施内容：県北地区において、行政とNPO等とが話し合いや意見交換をする機会を設けることで、行政とNPO等とを結び付け、新しい協働を創出する「協働商談会」の企画開催を、宮崎県からの委託として行う。
- ⑤ 活動の情報発信・啓発のための事業
- ア Webサイトの運営
- ・実施時期：平成22年4月～平成23年3月
 - ・実施内容：子どもの森のすべての活動と自然環境啓発等を、月5～6回のWebページ更新にて情報発信して行く。
- イ 機関紙の発行
- ・実施時期：平成22年5月
 - ・実施内容：子どもの森の前年度活動と自然環境啓発等を、機関紙「子どもの森通信」を発行することで情報発信をする。
- ウ 事業案内チラシの作成
- ・実施時期：各事業の開催2ヶ月前
 - ・実施内容：それぞれの事業や活動の案内チラシや参加者募集チラシを作成する。
- ⑥ その他目的を達成するために必要な事業
- ア 森の学舎の運営に関わる環境文庫・建物修繕等を進める。
- イ 地球温暖化防止や自然環境保全に関して、必要に応じて事業を行う。

平成23年度事業計画書（案）

（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

特定非営利活動法人 子どもの森

1 事業活動方針

本会の目的及び事業に対する社会の要望に答えるため、行政・各種団体や地域と協働しながら、森づくりに関する事業と自然体験・環境啓発に関する事業及び、環境啓発やその他の市民活動を活性化させる催しを企画開催する。

2 事業内容

（1）特定非営利活動に係る事業

① 農林漁業などの産業体験や里山等の自然体験交流事業

ア 竹炭づくり

- ・実施期間：平成23年11月～平成24年2月（毎月1回）
- ・実施場所：森の学舎（門川町大字川内字イカダ場 3412-1※以下省略）
- ・実施内容：竹林の整備で伐採した竹の有効活用として竹炭をつくる。竹炭は水の浄化等で使用する。

イ 川を活用した自然体験交流

- ・実施期間：平成23年8月
- ・実施場所：森の学舎と五十鈴川
- ・実施内容：親子を対象に、ネイチャーゲームで自然をさまざまな感覚や心を通じて理解し、自然と自分が一体であることを学び、川あそびをとおして自然の豊かさを楽しみ、自然の大切さを学ぶ自然体験交流を開催する。

② 中山間地の荒廃した里山の環境保全再生事業

ア 水源の涵養や災害防止など森林の持つ公益的機能の再生事業

- ・実施期間：平成23年6月
- ・実施場所：門川高校演習林（門川町大字川内字中山 1102-1）
- ・実施内容：台風で植林されていた杉が流された門川高等学校演習林の自然環境の復元を図るために、平成18年度に門川高校生と協働して広葉樹を植樹した。その後、苗木が十分に育つまで下草刈等の育樹作業を門川高校生と協働して行う。

イ 放置竹林の広葉樹林への復元活動

- ・実施期間：平成23年4月、5月、10月～平成24年3月（毎月1回）
- ・実施場所：森の学舎裏の竹林（門川町大字川内字イカダ場 3400-7）
- ・実施内容：一般参加者を募って、手入れがされず放置されている竹林を、子どもが入り遊ぶことができる広葉樹の林に再生し、人や動植物にやさしい自然環境と水源かん養や災害の防止など森林の公益的機能の維持増進を図るために、竹を伐採して伐採後の空間に広葉樹の植樹を行う。

③ 地域の自然環境などを理解してもらうための啓発活動

ア 森林を活用した体験型啓発活動

- ・実施期間：平成23年11月
- ・実施場所：森の学舎
- ・実施内容：親子を対象に、樹木の二酸化炭素吸収量を推定し樹木が二酸化炭素削減に大きな役割を果たしていること、参加者がドングリを自宅で苗木へと育てる、樹木の名前の学習を通して自然における樹木に愛着を持ち樹木の大切さを知ること、自然環境を理解する啓発活動を行う。参加者で育てたドングリの苗木は、数年後

に地域の山への植樹へと発展させる。

イ エコ・スクール

- ・実施期間：平成23年8月～平成24年2月（毎月1回）
- ・実施場所：森の学舎と宮崎県北地域
- ・実施内容：命の営みであった食の生産が、季節と自然に調和した昔ながらの農業が見られなくなって、生産者の顔、生産・加工のプロセスが見えにくくなっている。加工・調理品の中にはどこの国から入ってきたものかさえわからない物もあり、輸入食品による運搬で過大なエネルギーによる環境への負荷が社会問題となりつつある。小学生を対象に、パンづくりを通して食と環境の関係を考える活動を行う。パンを焼くまでに、塩・バター・酵母・小麦粉などは参加者で手作りする。

④ 市民活動の活性化に関わる企画、コーディネート事業

ア 協働商談会事業

- ・実施期間：平成24年2月
- ・実施場所：宮崎県北地域
- ・実施内容：県北地区において、行政とNPO等とが話し合いや意見交換をする機会を設けることで、行政とNPO等とを結び付け、新しい協働を創出する「協働商談会」の企画開催を、宮崎県からの委託として行う。

⑤ 活動の情報発信・啓発のための事業

ア Webサイトの運営

- ・実施時期：平成23年4月～平成24年3月
- ・実施内容：子どもの森のすべての活動と自然環境啓発等を、月5～6回のWebページ更新にて情報発信して行く。

イ 機関紙の発行

- ・実施時期：平成23年5月
- ・実施内容：子どもの森の前年度活動と自然環境啓発等を、機関紙「子どもの森通信」を発行することで情報発信をする。

ウ 事業案内チラシの作成

- ・実施時期：各事業の開催2ヶ月前
- ・実施内容：それぞれの事業や活動の案内チラシや参加者募集チラシを作成する。

⑥ その他目的を達成するために必要な事業

ア 森の学舎の運営に関わる環境文庫・建物修繕等を進める。

イ 地球温暖化防止や自然環境保全に関して、必要に応じて事業を行う。

議案Ⅲ. 平成22年度・23年度の収支予算書について

平成22年度 特定非営利活動に係る収支予算書(案)
(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

	予算額	前年度予算額	差異	備考
I 収入の部				
1 会費収入	187,000	142,000	45,000	
正会員	102,000	87,000	15,000	@5,000×20人+@1,000×2人
賛助会員	85,000	55,000	30,000	@5,000×17人
2 事業収入	50,000	50,000	0	各種参加費、グッズ売上、森の学舎使用料
3 委託事業収入	634,800	--	634,800	協働商談会
4 助成金収入	2,934,000	1,416,120	1,517,880	森林づくり活動、まちづくりプレイヤー支援、ボランティア活動プログラム開発、地域づくり団体等協働モデル事業、緑の募金特定公募事業
5 寄付金収入	580,000	107,000	473,000	連合愛のキャンパ、積水ハウス基盤、一般活動支援寄付、イオン黄色いレシート 他
6 道具基金	--	2,000	△2,000	
7 雑収入	8,000	15,000	△7,000	預金利息、商品券 他
当期収入合計	4,393,800	1,732,120	2,661,680	
前期繰越収支差額	554,932	521,405	33,527	
収入合計	4,948,732	2,253,525	2,695,207	
II 支出の部				
1 事業費	3,764,590	1,676,703	2,087,887	
自然体験交流	153,590	--	153,590	川での自然体験交流、椎茸栽培
環境保全再生	1,907,000	296,000	1,611,000	竹林の整備、GOCANの森
啓発活動	52,000	708,583	△656,583	森林をテーマにした体験型環境学習
市民活動の活性化	1,016,000	--	1,016,000	ボランティア活動プログラム開発、地域づくり団体等協働モデル事業、協働商談会
情報発信・啓発	298,000	99,000	298,000	事業案内チラシ作成、機関紙作成、HP運営
その他	338,000	573,120	△235,120	環境文庫、パン窯、会員拡大活動
2 管理費	246,000	256,000	△10,000	
通信費	6,000	16,000	△10,000	郵便、電話料
消耗備品費	3,000	3,000	0	文房具 他
旅費交通費	20,000	20,000	0	みやざき森づくりボランティア協議会、椎茸収穫 他
諸会費	3,000	3,000	0	みやざき森づくりボランティア協議会
会議費	10,000	10,000	0	総会、理事会
研修費	30,000	40,000	△10,000	みやざき森づくりボランティア協議会 他
損害保険料	10,000	10,000	0	
租税公課	4,000	4,000	0	助成金申請、県事業報告用
施設管理費	145,000	142,000	3,000	土地借用代、浄化槽管理費、電気代
雑費	15,000	8,000	7,000	振込手数料、椎茸発送費 他
3 予備費	300,000	320,822	△20,822	
当期支出合計	4,310,590	2,253,525	2,057,065	
当期収支差額	83,210	△521,405	604,615	
次期繰越収支差額	638,142	0	638,142	

科目名の変更について

平成21年度 (昨年度)	平成22年度 (本年度)
環境プログラム⇒	啓発活動、自然体験交流
森づくり⇒	環境保全再生
環境文庫、修繕・改修⇒	その他
セミナー⇒	市民活動の活性化
広報紙・案内チラシ作成⇒	情報発信・啓発

平成23年度 特定非営利活動に係る収支予算書(案)
(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

	予算額	前年度予算額	差異	備考
I 収入の部				
1 会費収入	187,000	187,000	0	
正会員	102,000	102,000	0	@5,000×20人+@1,000×2人
賛助会員	85,000	85,000	0	@5,000×17人
2 事業収入	50,000	50,000	0	各種参加費、グッズ売上、森の学舎使用料
3 委託事業収入	634,800	634,800	0	協働商談会
4 助成金収入	1,157,000	2,934,000	△1,777,000	森林づくり活動、緑の募金特定公募事業 他
5 寄付金収入	80,000	580,000	△500,000	一般活動支援寄付、イオン黄色いレシート 他
6 雑収入	8,000	8,000	0	預金利息、商品券 他
当期収入合計	2,116,800	4,393,800	△2,277,000	
前期繰越収支差額	638,142	554,932	83,210	
収入合計	2,754,942	4,948,732	△2,193,790	
II 支出の部				
1 事業費	1,884,000	3,764,590	△1,880,590	
自然体験交流	540,000	153,590	386,410	川での自然体験交流、竹炭づくり
環境保全再生	437,000	1,907,000	△1,470,000	竹林の整備、GOCANの森
啓発活動	152,000	52,000	100,000	森林をテーマにした体験型環境学習、エコ・スクール
市民活動の活性化	476,000	1,016,000	△540,000	協働商談会
情報発信・啓発	259,000	298,000	△39,000	事業案内チラシ作成、機関紙作成、HP運営
その他	20,000	338,000	△318,000	森の学舎修繕、会員拡大活動
2 管理費	246,000	246,000	0	
通信費	6,000	6,000	0	郵便、電話料
消耗備品費	3,000	3,000	0	文房具 他
旅費交通費	20,000	20,000	0	みやざき森づくりボランティア協議会、椎茸収穫 他
諸会費	3,000	3,000	0	みやざき森づくりボランティア協議会
会議費	10,000	10,000	0	総会、理事会
研修費	30,000	30,000	0	みやざき森づくりボランティア協議会 他
損害保険料	10,000	10,000	0	
租税公課	4,000	4,000	0	助成金申請、県事業報告用
施設管理費	145,000	145,000	0	土地借用代、浄化槽管理費、電気代
雑費	15,000	15,000	0	振込手数料、椎茸発送費 他
3 予備費	300,000	300,000	0	
当期支出合計	2,430,000	4,310,590	△1,880,590	
当期収支差額	△313,200	83,210	△396,410	
次期繰越収支差額	324,942	638,142	△313,200	

科目名の変更について

平成22年度
道具基金⇒

平成23年度
(削除)



事務局：宮崎県東臼杵郡門川町城ヶ丘 2-2

TEL/FAX 0982-95-7800

<http://www.kodomonori.info>

office09@kodomonori.info

森の学舎：宮崎県東臼杵郡門川町大字川内字イカダ場 3412 番地 1

TEL 080-26965180